

## 市町交通災害共済窓口の変更

交通災害共済の加入・請求窓口は、役場2階の危機管理グループにあり、住民の皆さまには大変ご不便をおかけしていましたが、8月1日から、役場1階の住民グループ地域振興チームに変わります。

引き続き、増え続ける交通事故に備えて、家族ぐるみで加入をお願いします。

▶加入できる人 町の住民基本台帳に記載のある人及び在留カードまたは特別永住者証明書を交付されている人。町内に勤務または在学している人

▶共済掛金 1人当たり 500円(年額)

▶共済期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日(4月1日以降は加入受付の翌日から)

▶加入・請求・受付窓口・問合せ  
危機管理グループ(7月31日まで)  
☎079(435)0991  
住民グループ地域振興チーム(8月1日から)  
☎079(435)2364

【内容】1人 年額500円の掛金で、通院3日以上、傷害で3万円から、死亡の場合には最大80万円の見舞金がかかります。※交通事故が給付対象となります。

## 7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

「犯罪や非行のない明るい社会を築くために」

更正保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することによりその再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更正することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする制度です。

実社会の中での立ち直りを助けるためには、立ち直りの場である地域社会の方々から、更正保護に対する理解と協力を得ることが重要です。

安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は全ての人の願いです。毎年7月に行われる“社会を明るくする運動”は、「犯罪や非行のない明るい社会を築くために」を目標に、全国的に実施されます。

播磨町でも、青少年健全育成推進委員会など各種協力団体のご協力を得て、7月1日(月)の朝から山陽電鉄播磨町駅及びJR土山駅南口周辺で街頭キャンペーンを行います。

▶播磨町保護司会(五十音順)

大辻 朋子(大中)	大辻 美智代(大中)
小林 賢一(宮西)	小林 誠(北本荘)
近藤 龍樹(二子)	徳田 龍一(古宮)
長谷 和利(本荘)	藤澤 輝雄(古宮)
藤原 清尚(野添)	松田 政雄(北野添)

なっている方(世帯主を除く)、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

### 口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。ゆうちょ銀行・郵便局でもご利用いただけます。

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続きをすることによって、医療費の7割分を請求することができます。さらに経過す

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

ると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。



## まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

発売日 7月10日(水)～8月2日(金)

収益金は、各都道府県の販売実績などに応じて交付され、県内各市町でまちづくりに活用されています。



▲宝くじ助成金で制作

▶問合せ (公財)兵庫県市町村振興協会  
☎078(322)1151

## 国民健康保険税額の算出例を、モデルケースで紹介します

### モデルケース2 事業所得者など

事業所得200万円  
4人世帯  
(夫55歳、妻52歳、子ども2人)  
収入は世帯主のみの場合

<医療分>  
(1)所得割 (2,000,000円-330,000円)×7.9%  
=131,930円  
(2)均等割 27,600円×4人=110,400円  
(3)平等割 1世帯につき 22,800円  
医療分合計(100円未満切捨て) 265,100円

<後期高齢者支援金分>  
(1)所得割 (2,000,000円-330,000円)×2.0%  
=33,400円  
(2)均等割 6,800円×4人=27,200円  
(3)平等割 1世帯につき 5,400円  
後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 66,000円

<介護分>  
(1)所得割 (2,000,000円-330,000円)×2.4%  
=40,080円  
(2)均等割 13,200円×2人=26,400円  
介護分合計(100円未満切捨て) 66,400円

<総合計>  
保険税額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分  
=397,500円



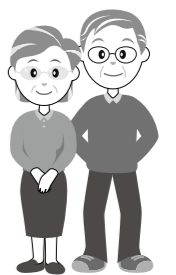
### モデルケース1 年金所得者

年金収入258万円(年金所得138万円)  
夫婦2人世帯  
(昭和15年生まれ、公的年金収入あり)  
収入は世帯主のみの場合

<医療分>  
(1)所得割 (1,380,000円-330,000円)×7.9%  
=82,950円  
(2)均等割 27,600円×2人=55,200円  
(3)平等割 1世帯につき 22,800円  
医療分合計(100円未満切捨て) 160,900円

<後期高齢者支援金分>  
(1)所得割 (1,380,000円-330,000円)×2.0%  
=21,000円  
(2)均等割 6,800円×2人=13,600円  
(3)平等割 1世帯につき 5,400円  
後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 40,000円

<総合計>  
保険税額 医療分+後期高齢者支援金分  
=200,900円



### 平等割の軽減措置が延長されました

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移った方がいることにより、単身世帯(国保加入者が1人の世帯)となる世帯については、5年間平等割(医療分と後期高齢者支援金分)が半額となります。この措置は後期高齢者医療

制度へ移行後の5年間(平成20年4月に移行であれば平成25年3月まで)の経過措置でしたが、世帯構成が変わっていない世帯については、さらに3年間に限り延長することが決定し、平等割の4分の1を減額することとなりました。

### 保険税の納め方

普通徴収 保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。特別徴収 国民健康保険に加入する65歳以上75歳未満の世帯主の方で、次の①～④の全てに該当する方は、原則として年金から納めていただくこととなります。

全員が65歳以上から75歳未満である場合  
③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合  
④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の半額を超えない場合

### 所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養と